

**市税や水道料などは
納期限までに納付を**

市の債権の統一的な手続きの基準を定めた沼田市債権管理条例が4月1日に施行されました。

10月1日(金)以降に発生する水道使用料・市営住宅使用料などの私債権について、履行期限までに納付されなかった場合、民法に規定する割合を乗じて計算した遅延損害金を加えて納付することになりますので、必ず納期限(履行期限)までに納めてください。

問合せ 収納課収納整理係
☎内線3033

1002380
**ごみの出し方の
マナーを守りましょう**

「家庭ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方」を再確認し、ごみの出し方を見直しましょう。
▽午前7時から8時30分までの間に、住んでいる地区の決められたごみステーションに出してください
▽ごみ袋には、必ず町名とステーション番号を記入してください

▽収集日以外は、絶対に出さないでください
▽多量のごみは、分けて出さか直接処理施設に搬入してください
▽事業所や営業所のごみは、直接搬入するか許可業者へ依頼してください
問合せ 環境課廃棄物係 ☎内線3074

子ども

里親制度説明会の開催

県では、さまざまな事情から家庭で生活することができない子どもを家族の一員として迎え、愛情と誠意を持って養育して下さる里親を募集しています。短期預かり里親登録制度もあります。

中央児童相談所北部支所では、里親に関心のある人や養子縁組・特別養子縁組を検討している人を対象とした説明会を開催します。

■第1回
とき 9月29日(水) 午後1時~4時
ところ テラス沼田4階防災会議室403

「はかり」の検査を受けましょう

取引または証明に使用しているはかりは、2年に1回の定期検査を受検することが計量法で義務付けられています。対象となるはかりは次のとおりです。

- 商店、工場などで取引に使用
- 学校、幼稚園、保育園、病院などで健康診断に使用
- 病院、薬局、診療所などで調剤に使用
- 観光農園、農産物直売所などで販売に使用
- その他取引、証明に使用

問合せ (一社)群馬県計量協会 ☎ 027-263-8217

とき	ところ	とき	ところ
9月	21日(火)	10月	7日(木) 池田地区コミュニティセンター
	22日(水)		8日(金)
	28日(火)		11日(月) 薄根地区コミュニティセンター
	30日(木)		12日(火) 利南地区コミュニティセンター
10月	1日(金)	14日(木) 白沢支所車庫	
	5日(火)	15日(金) 利根支所車庫	

※時間 全日午前10時~午後3時

■第2回

とき 9月30日(木) 午後1時~4時
ところ 榛東村役場3階会議室

申込み 不要(直接会場にお越しください)

問合せ 群馬県中央児童相談所北部支所 ☎ 0279-201010

1009972
**中央児童相談所の巡回
相談**

とき 10月21日(木) 午前10時~4時

時~午後3時

ところ 利根沼田保健福祉事務所(利根沼田振興局内)

内容 子どもの非行、家庭での養育やしつけ、言葉や発達の遅れ、性格などの相談や療育手帳・特別児童扶養手当などを受けるための判定や診断

申込み 電話、または直接子ども家庭総合支援拠点へ

問合せ 子ども家庭総合支援拠点(子ども課内) ☎ 22・0874

(広告)